

◎新潟県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年3月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町小出字桃ノ木平5031の37、5031の52
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市市野江乙1002の37（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 3 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市大倉814の2（次の図に示す部分に限る。）、814の3、814の4
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅